

「環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の指定」等について(答申案)

案件 1

「環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の指定について」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第80条第1項の規定に基づき、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣を、別表第1のとおりとすること。

案件 2

「狩猟鳥獣の指定について」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第3項の規定に基づき、狩猟鳥獣を、別表第2のとおりとすること。

案件 3

「狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第11条第2項の規定に基づき、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を、別表第3のとおりとすること。

案件 4

「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第1項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を、別表第4から別表第6のとおりとすること。

案件 5

「農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣及び当該鳥獣を捕獲等できる場合の指定について」

(1) 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣を、別表第7のとおりとすること。

(2) 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣を捕獲等できる場合の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、同法第9条第1項の規定にかかわらず、農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣を捕獲等できる場合を、別表第8のとおりとすること。

別表第 1

- 1 . 環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣
以下の鳥獣とする。

科 名	種 名
動物界 哺乳綱 ねずみ目	
ねずみ科	ドブネズミ (ラトウス・ノルベギクス) クマネズミ (ラトウス・ラトウス) ハツカネズミ (ムス・ムスクルス)
備考	種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。

- 2 . 他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣
以下の鳥獣以外の海棲哺乳類に属する鳥獣とする。

科 名	種 名
動物界 哺乳綱 (1) ねこ目	
あしか科	アシカ (ザロフス・カリフォルニアヌス)
あざらし科	ゼニガタアザラシ (フォカ・ビチュリナ) ゴマフアザラシ (フォカ・ラルガ) ワモンアザラシ (フォカ・ヒスピダ) クラカケアザラシ (ヒストリオフォカ・ファシアタ) アゴヒゲアザラシ (エリナタス・バルバトウス)
(2) かいぎゅう目	
ジュゴン科	ジュゴン (ドゥゴン・ドゥゴン)
備考	種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。

別表第2

狩猟鳥獣は以下の通りとする。

科名	種名
動物界 1 鳥綱 (1) こうのとり目	
さぎ科	ゴイサギ (ニュクティコラクス・ニュクティコラクス)
(2) かも目	
かも科	マガモ (アナス・プラテリユンコス) カルガモ (アナス・ポエキロリユンカ) コガモ (アナス・クレカ) ヨシガモ (アナス・ファルカタ) ヒドリガモ (アナス・ペネロペ) オナガガモ (アナス・アクタ) ハシビロガモ (アナス・クリュペアタ) ホシハジロ (アイテュア・フェリナ) キンクロハジロ (アイテュア・フリグラ) スズガモ (アイテュア・マリラ) クロガモ (メラニタ・ニグラ)
(3) きじ目	
らいちょう科	エゾライチョウ (テトラステス・ボナシア)
きじ科	ウズラ (コトゥルニクス・コトゥルニクス) ヤマドリ (スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。) キジ (ファシミアヌス・コロキクス) コジュケイ (バンプシコラ・トラキカ)
(4) つる目	
くいな科	バン (ガルリヌラ・ケロロプス)

(5) ちどり目	
しぎ科	ヤマシギ (スコロパクス・ルスティコラ) タシギ (ガルリナゴ・ガルリナゴ)
(6) はと目	
はと科	キジバト (ストレプトペリア・オリエンタリス)
(7) すずめ目	
ひよどり科	ヒヨドリ (ヒプスイペテス・アマウロティス)
はたおりどり科	ニューナイスズメ (パセル・ルティランス) スズメ (パセル・モンタヌス)
むくどり科	ムクドリ (ストゥルヌス・キネラケウス)
からす科	ミヤマガラス (コルヴス・フルギレグス) ハシボソガラス (コルヴス・コロネ) ハシブトガラス (コルヴス・マクロリュンコス)
2 哺乳綱 (1) ねこ目	
いぬ科	タヌキ (ニクテレウテス・プロキオニデス) キツネ (ヴルペス・ヴルペス) ノイヌ (カニス・ファミリアリス)
ねこ科	ノネコ (フェリス・カトゥス)
いたち科	テン (マルテス・メランプス)(亜種ツシマテン(マルテス・メランプス・ツエンスィス)を除く。) イタチ(ムステラ・イタテスィ) (オスに限る。) チョウセンイタチ(ムステラ・スィビリカ)(オスに限る。) ミンク (ムステラ・ヴィソン) アナグマ (メレス・メレス)

あらいぐま科	アライグマ (プロキオン・ロトル)
くま科	ヒグマ (ウルスス・アルクトス) ツキノワグマ (ウルスス・チベタヌス)
じゃこうねこ科	ハクビシン (パグマ・ラルヴァタ)
(2) うし目	
いのしし科	イノシシ (スス・スクロファ)
しか科	ニホンジカ (ケルヴス・ニポン)
(3) ねずみ目	
りす科	タイワンリス (カルロスキウルス・エリュテラエウス) シマリス (タミアス・スイビリクス)
ヌートリア科	ヌートリア (ミオカストル・コイプス)
(4) うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ (レプス・ティミドゥス) ノウサギ (レプス・ブラキュウルス)
備考 種名の後の括弧内に記載するただし書き以外の呼称は学名である。	

別表第3

次の表の左欄に掲げる区域の狩猟鳥獣の捕獲等をする期間を、右欄のとおり設定する。

区 域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで(専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の区域内においては、毎年11月15日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の区域以外において、マガモ (アナス・プラテュリンコス)、カルガモ (アナス・ポエキロリンカ)、コガモ (アナス・クレカ)、ヨシガモ (アナス・ファルカタ)、ヒドリガモ (アナス・ペネロペ)、オナガガモ (アナス・アクタ)、ハシビロガモ (アナス・クリペアタ)、ホシハジロ (アイテュア・フェリナ)、キンクロハジロ (アイテュア・フリグラ)、スズガモ (アイテュア・マリラ)、クロガモ (メラニタ・ニグラ)を捕獲する場合にあっては、毎年11月1日から翌年1月31日まで)
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで(専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の区域内においては、毎年10月1日から翌年2月末日まで)
<p>備考 種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。</p>	

別表第 4

次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣は、中欄に掲げる区域において、右欄に掲げる間、その捕獲等を禁止する。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
<p>ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。)の雌にあっては専ら放鳥獣をされたヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。)の雌及びキジ(ファシアヌス・コロキクス)(亜種コウライキジ(ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ)を除く)の雌</p>	<p>全国の区域(ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。)の雌にあっては専ら放鳥獣をされたヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。)の雌の捕獲を目的に含む専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の区域を除き、キジ(ファシアヌス・コロキクス)(亜種コウライキジ(ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ)を除く)の雌にあってはキジ(ファシアヌス・コロキクス)の雌の捕獲を目的に含む専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の区域を除く。)</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行日から5年間</p>
<p>ヒヨドリ(ヒプスイペテス・アマウロティス)</p>	<p>東京都小笠原村、鹿児島県名瀬市及び大島郡並びに沖縄県の区域</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行日から5年間</p>
<p>ツキノワグマ(ウルスス・チベタウス)</p>	<p>三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行日から5年間</p>

ニホンジカ(ケルヴス・ニポン)の雌	全国の区域	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行日から5年間
シマリス(タミアス・スイビリクス)	北海道の区域	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行日から5年間
備考 種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。		

別表第 5

次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣は、猟区の区域外においては、1日当たり右欄に掲げる羽数又は頭数を超えて捕獲等をしてはならない。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
マガモ (アナス・プラテュリンコス)、カルガモ (アナス・ポエキロリンカ)、コガモ (アナス・クレカ)、ヨシガモ (アナス・ファルカタ)、ヒドリガモ (アナス・ペネロペ)、オナガガモ (アナス・アクタ)、ハシビロガモ (アナス・クリペアタ)、ホシハジロ (アイテュア・フェリナ)、キンクロハジロ (アイテュア・フリグラ)、スズガモ (アイテュア・マリラ)及びクロガモ (メラニタ・ニグラ)	合計して5羽(網を使用する場合には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽)
エゾライチョウ(テトラステス・ボナシア)	2羽
ウズラ (コトゥルニクス・コトゥルニクス)	5羽
ヤマドリ (スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ (スィルマティクス・ソエンメルリンギィ ・イジマエ)を除く。)及びキジ (ファシアヌス・コロキクス)(亜種コウライキジ (ファシアヌス・コロキクス・カルポウイ)を除く。)	合計して2羽
コジュケイ(バンブスイコラ・トラキカ)	5羽
バン(ガルリヌラ・クロロプス)	3羽
ヤマシギ(スコロパクス・ルスティコラ)及びタシギ (ガルリナゴ・ガルリナゴ)	合計して5羽
キジバト(ストレプトペリア・オリエンタリス)	10羽
ニホンジカ(ケルヴス・ニポン)	1頭
備考 種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。	

別表第 6

対象狩猟鳥獣は、次の猟法を用いて捕獲等をしてはならない。

- イ ユキウサギ(レプス・ティミドゥス)及びノウサギ(レプス・ブラキウルス)以外の対象狩猟鳥獣を捕獲等するため、はり網を使用する方法(人が操作することによつてはり網を動かして捕獲等する方法を除く。)
- ロ 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- ハ 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- ニ 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- ホ 装薬銃であるライフル銃(ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・チベタヌス)、イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)にあつては、口径の長さが5・9ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法
- ヘ 空気散弾銃を使用する方法
- ト わな(ヒグマ(ウルスス・アルクトス)及びツキノワグマ(ウルスス・チベタヌス)にあつては、おし、はこわな及びくくりわなに限り、その他の獣類にあつては、おしに限る。)を使用する方法
- チ 同時に31以上のわなを使用する方法
- リ とらばさみであつて、鋸歯のあるもの又は開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以上のものを使用する方法
- ヌ 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法を使用する方法以外の方法により捕獲等する方法
- ル つりばり又はとりもちを使用する方法
- ヲ 弓矢を使用する方法
- ワ キジ笛を使用する方法
- カ ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)(亜種コシジロヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ)を除く。)及びキジ(ファシアヌス・コロキクス)を捕獲等するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

備考

種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。

別表第7

農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣は、以下のとおりとする。

科名	種名
動物界 哺乳綱 (1) もぐら目	
もぐら科	もぐら科全種
(2) ねずみ目	
ねずみ科	ねずみ科全種(ドブネズミ(ラトウス・ノルベギクス)、クマネズミ(ラトウス・ラトウス)及びハツカネズミ(ムス・ムスクルス)を除く。)
備考 種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。	

別表第 8

農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣を捕獲等できる場合は、以下のとおりとする。

- ・ 農業又は林業の事業活動に伴い農地、林地においてやむを得ず捕獲等を行う場合。